

保医発0305第7号 令和8年3月5日

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

別添2 入院基本料等の施設基準等

第1 (略)

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

1~4 の2 (略)

4の3 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料及び障害者施設等入院基本料を除く。）に係る入院患者数及び医師の数については、次の点に留意すること。

(1) (略)

(2) ア～イ (略)

ウ 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料に係る医師数の計算方法

(イ) 急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び専門病院入院基本料の7対1入院基本料に係る医師数

医療法上の一般病床（感染症病床を含む。）に入院する患者数から急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院料1及び7対1入院基本料を算定する病棟に入院する患者数を減じた数を16で除した数、結核病床に入院する患者数を16で除した数、療養病床に入院する患者数を48で除した数及び精神病床に入院する患者数を48で除した数を合計した数を病院全体の医師数から減じた数

最新の内容は厚生労働省の通知・告示等をご参照ください。